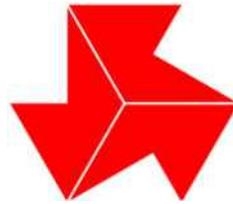


令和7年度

三重県高等学校体育連盟便覧



三重県高等学校体育連盟

目次

三重県高等学校体育連盟規約・規程	
三重県高等学校体育連盟規約	1～3
三重県高等学校体育連盟規約 細則	4
三重県高等学校体育連盟専門部規程	5
三重県高等学校体育連盟研究部規程	6
三重県高等学校体育連盟表彰規程	7
三重県高等学校総合体育大会基準要項	8～10
大会運営について	
1 競技大会の運営について	13
2 生徒引率、大会参加について	14～15
3 全日制大会における複数校合同チームについて	16～17
4 定時制通信制大会における合同チームについて	18～19
5 事故発生時の対処方法	20
6 不測の事態について	21～22
【資料1】個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて	23
【資料2】三重県高等学校体育連盟主催大会の参加費の取り扱いについて	24
【資料3】定時制・通信制生徒の三重県高体連主催全日制大会への参加について	25
【資料4】広域通信制高等学校本校及び連携校等の都道府県高体連への加盟について	26
【資料5】全国高体連複数校合同チームによる大会への参加についての考え方	27
【資料6】部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程	28
【資料7】全国高校総体参加における学校単位の基準	29
【資料8】定時制通信制高校における合同チーム参加資格の特例及び規約	30
【資料9】定時制課程・通信制課程併置校における合同チーム参加資格の特例及び規約	31
【資料10】大会開催時における熱中症事故防止対策	32～33
【資料11】大会開催時における落雷事故防止対策	34
【1号様式】外部指導者(部活動サポーター)承認書	35
【2号様式】複数校合同チーム出場願	36
【3号様式】複数校合同チーム出場について	37
【4号様式】合同チーム編成申請書(定時制通信制大会)	38
【5号様式】定時制課程・通信制課程併置校における 合同チーム参加資格に係る申請について	39
(公財)全国高等学校体育連盟傷病見舞金規程	40

三重県高等学校体育連盟

規約・規程

三重県高等学校体育連盟規約

第1章 名称および事務所

第1条 本連盟は、三重県高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟は、事務局を理事長の在職校に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は、高等学校等生徒の健全な発達を促すために、体育・スポーツ活動の普及と発展を図る事を目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 高等学校に係る体育・スポーツ大会の開催ならびに派遣
- (2) 高等学校に係る体育・スポーツ活動の調査研究及び講習会、研究会、審議会の開催
- (3) 高等学校に係る体育・スポーツ活動の指導・普及に関する資料の整備及び提供
- (4) 本連盟功労者ならびに優秀選手・チーム、優秀指導者の顕彰に関すること
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

第5条 本連盟は、三重県にある高等学校またはこれに準ずる学校の生徒および教職員をもって組織する。

第6条 本連盟に、次の部門を置く。各部の規程は別に定める。

(1) 専門部

陸上競技部・水泳部・体操部・野球部・軟式野球部・テニス部・ソフトテニス部・卓球部・サッカー部・バレーボール部・バスケットボール部・ソフトボール部・ハンドボール部・バドミントン部・ラグビー部・相撲部・柔道部・剣道部・弓道部・登山部・ウエイトリフティング部・レスリング部・自転車競技部・ヨット部・ローイング部・フェンシング部・ホッケー部・ボクシング部・空手道部・なぎなた部・アーチェリー部・カヌー部・スキー部・ボウリング部・ゴルフ部・ライフル射撃部・馬術部

(2) 研究部

第7条 本連盟に以下の支部を置く。

桑員・三泗・鈴亀・津・松阪・伊勢志摩・伊賀・牟婁

第5章 役員

第8条 本連盟に、下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名

(7) 監 事 2 名

(8) 評 議 員 若干名

前項に定める他、名誉会長・顧問・参与をおくことができる。

第9条 会長および副会長は、評議員会の決議により推薦する。

会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

会長および副会長は、評議員および理事の資格を有する。

第10条 理事長・副理事長は、理事の互選によりこれを定める。

理事長は、本連盟の運営全般を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代理する。

第11条 理事は、評議員会の承認により委嘱される。(各支部長・各専門部委員長・研究部若干名・定通制若干名・会長が委嘱した者若干名) 理事は、本連盟の運営に関する会務を掌理する。)

第12条 常任理事は、理事の互選によってこれを定める。

常任理事は、理事長を補佐する。

第13条 評議員は、各学校の校舎ごとに校長または職員1名(全日制・定通制各別)を選出する。

評議員は、本連盟の重要事項について審議決定する。

第14条 監事は、評議員会においてこれを選出する。

第15条 顧問および参与は、理事長の推薦により評議員会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

顧問および参与は、本連盟の重要事項について諮問に応ずる。

第16条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠役員の任期は前任期間とし、増員による役員の任期は、他の残任期間とする。

役員は、任期満了するも後任が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第6章 会 議

第17条 本連盟に次の会議を置く。

(1) 評議員会(会長、副会長、理事長、副理事長、加盟校代表者)

(2) 本部役員会(会長、副会長、理事長、副理事長)

(3) 常任理事会(会長、副会長、理事長、副理事長、専門部若干名、定通制若干名、研究部若干名)

(4) 理事会(会長、副会長、理事長、副理事長、各専門部委員長、各支部長、定通制若干名、研究部若干名、会長委嘱者若干名)

(5) 専門部委員長会(会長、理事長、各専門部委員長)

2 会議は会長が招集する。

第18条 評議員会は、毎年4月にこれを開き、次の事項を審議し承認、決定する。

(1) 事業報告ならびに決算に関すること

(2) 事業計画ならびに予算に関すること

(3) 役員の改選に関すること

(4) 規約の改正に関すること

(5) その他重要事項

2 会長は必要に応じて臨時評議員会を開くことができる。

第19条 本部役員会は、随時これを開き、上程の事項を審議する。

第20条 常任理事会は、随時これを開き、本連盟の重要事項を審議し承認、決定する。

第21条 理事会および専門部委員長会は、随時これを開き、本会の規定した事項および評議員会より委任

された事項を、審議し執行する。

第22条 本連盟の会議は、すべて当該役員の総数の2分の1（委任状を含む）の出席により成立する。

第23条 本連盟の会議は、総出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。

第7章 会 計

第24条 本連盟の経費は、下記のとおりとする。

(1) 各学校の分担金

全日制課程 在籍生徒数（5月1日在籍数）に700円を乗じた額

定時制課程 在籍生徒数（5月1日在籍数）に250円を乗じた額

(2) 負担金

通信制課程および特例参加が認められたもの（高等専門学校、特別支援学校等）について、

大会出場者1名につき 年額700円

第25条 分担金の納入は、毎年5月20日までに、本連盟会計係に納入するものとする。

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第27条 会計年度において余剰金のあるときは、これを翌年に繰越す。

第8章 事 務 局

第28条 この連盟の事務を処理するために事務局を設置し、必要な職員を置く。

事務局に関する事項は、別に定める。

第9章 附 則

第29条 第5条の各専門部委員長は教諭の職にあるものがあたり、各専門部には、専門部長（校長）を置く。各専門部の細則は理事会の承認を得て決定する。

本規約は平成18年4月28日より一部改訂して実施する。

本規約は平成20年4月25日より一部改訂して実施する。

本規約は平成25年4月26日より一部改訂して実施する。

本規約は平成27年4月28日より一部改訂して実施する。

本規約は平成28年4月26日より一部改定して実施する。

本規約は平成29年4月25日より一部改訂して実施する。

本規約は平成30年4月1日より一部改定して実施する。

本規約は令和4年4月25日より一部改定して実施する。

本規約は令和5年4月1日より一部改定して実施する。

本規約は令和5年10月1日より一部改定して実施する。

本規約は令和6年4月25日より一部改定して実施する。

三重県高等学校体育連盟規約 細則

第4章 第5条の細則

本連盟に加盟を申請する学校については下記の条件を満たさなければならない。

- (1) 三重県内に学校または関連校が所在し、県内在籍生徒のみの加盟とする。
- (2) 原則として全日制課程の学校は全日制の大会に出場し、定時制・通信制課程の学校は定時制・通信制の大会に出場することとする。
- (3) 新規の加盟については評議員会で決定し、該当年度から加盟する。

第6条の細則

本連盟に加盟の申請をするには、下記の条件を満たさなければならない。

- (1) 全国高等学校体育連盟又は東海高等学校体育連盟が主催、もしくは共催する大会の競技種目であるか、又は国民体育大会の正式競技種目であること。
- (2) 大会運営費は当該競技団体の負担とする。
- (3) 新規の加盟については評議員会で決定し、翌年度から加盟する。
- (4) 新規加盟申請は加盟校が2校以上であること。

本細則は平成18年4月28日より一部改定して実施する。

本細則は平成20年4月25日より一部改定して実施する。

本細則は平成27年4月28日より一部改定して実施する。

本細則は平成28年4月26日より一部改定して実施する。

本細則は令和4年4月25日より一部改定して実施する。

本細則は令和5年4月1日より一部改定して実施する。

三重県高等学校体育連盟専門部規程

第1章 総 則

第1条 本連盟規約第4章第6条（1）の規定により専門部に関することを定める。

第2章 目 的

第2条 専門部は高等学校における当該競技の健全な普及・発展を図るとともに、本連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

第3章 組 織

第3条 専門部は、本連盟加盟校の運動部顧問をもって競技別に組織する。

第4章 事 業

第4条 専門部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技別大会の主管。
- (2) 技術・審判講習会などの主管。
- (3) その他目的達成に必要な事業。

第5章 役 員

第5条 専門部に次の役員をおく。

- (1) 部 長（校長） 1名
- (2) 委員 長 1名
- (3) 副委員 長 若干名
- (4) 委 員 若干名

各専門部の必要に応じて役職をおくことができる。

第6条 部長は加盟校の校長の中から会長が委嘱する。

部長は専門部を代表し、専門部の会務を総括する。

第7条 委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

委員長は部長を補佐し、専門部の会務を執行するとともに、部長に事故がある時は、その職務を代行する。

第8条 副委員長は委員の互選により部長が委嘱する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第9条 委員は部長が委嘱し、専門部を組織し、専門部の会務に従事する。

第10条 役員任期は、1ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。役員は、任期満了するも後任が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第6章 会 議

第11条 委員会は必要に応じて部長が招集し、委員をもって構成する。

第7章 会 計

第12条 専門部の経費は、本連盟の事業費をあてる。

第13条 会計年度は、本連盟規約第7章第26条のとおりとする。

附 則

本規程は、平成21年5月1日より施行する。

本規程は、平成28年4月26日より一部改訂して実施する。

本規程は、令和4年4月25日より一部改訂して実施する。

三重県高等学校体育連盟研究部規程

第1章 総 則

第1条 本連盟規約第3章第6条(2)の規定により研究部に関することを定める。

第2章 目 的

第2条 研究部は、高等学校に係る体育・スポーツの部活動等に関する事項を専門的に調査研究し、高等学校体育・スポーツの健全なる発展に寄与することを目的とする。

第3章 組 織

第3条 研究部は、本連盟加盟校の運動部顧問をもって組織する。

第4章 事 業

第4条 研究部は、本連盟規約第2章第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校におけるスポーツの振興に関する調査研究。
- (2) 研究協議会等の開催に関すること。
- (3) 三重県高等学校体育連盟会報の作成に関すること。
- (4) 三重県高校生のダンスの普及・振興に関すること

第5章 役 員

第5条 研究部に次の役員を置く。

- (1) 部 長 (校長) 1 名
- (2) 委 員 長 1 名
- (3) 副委員長 若干名
- (4) 委 員 若干名

第6条 部長は加盟校の校長の中から会長が委嘱する。

部長は専門部を代表し、専門部の会務を総括する。

第7条 委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

委員長は部長を補佐し、専門部の会務を執行するとともに、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

第8条 副委員長及び委員は、部長が委嘱する。

第9条 役員の任期は、本連盟規約第5章第16条のとおりとする。

第6章 会 議

第10条 委員会は必要に応じて部長が招集し、委員をもって構成する。

第7章 会 計

第11条 研究部の経費は、本連盟の事業費をあてる。

第12条 会計年度は、本連盟規約第7章第26条のとおりとする。

附 則

本規程は、平成10年4月28日より施行する。

本規程は、平成18年4月28日より一部改訂して実施する。

本規程は、平成21年5月1日より一部改訂して実施する。

本規程は、平成28年4月26日より一部改訂して実施する。

本規程は、令和4年4月25日より一部改定して実施する。

本規程は、令和5年4月1日より一部改定して実施する。

三重県高等学校体育連盟表彰規程

第1条 三重県高等学校の体育・スポーツ振興発展に貢献した者、および競技大会において優秀な成績を収め、三重県高等学校体育連盟の名声を高揚せし者について、本規程によって表彰する。

第2条 被表彰者の決定は、三重県高等学校体育連盟会長の推薦、または各専門部委員長から推薦されたものについて、常任理事会の議決を経て行なう。

第3条 審査及び推薦の基準は、次のとおりとする。

1. 体育功労者

- (1) 三重県高等学校体育連盟の役員として、本連盟の発展に寄与したものの。
- (2) 高等学校の体育・スポーツ振興に著しく功績のあったもの。

2. 優秀選手及び優秀チーム

下記大会において優秀な成績を収めたもの。

- (1) 全国高等学校総合体育大会 1位～8位（個人・団体）
- (2) 全国高等学校選抜（選手権）大会 1位～8位（個人・団体）
- (3) 全国高等学校定時制通信制体育大会 1位～8位（個人・団体）
- (4) 国際ジュニア大会 1位～8位
- (5) 三重県高等学校総合体育大会連続5ヶ年以上総合優勝校
- (6) 三重県高等学校総合体育大会連続5ヶ年以上優勝校
- (7) 三重県高等学校駅伝競走大会連続5ヶ年以上優勝校
- (8) その他、これに準ずるもの。

3. 優秀指導者

- (1) 全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜（選手権）大会、全国高等学校定時制通信制体育大会のいずれかにおいて、団体8位以内、個人8位以内入賞指導者
- (2) 日本を代表するチームの監督又は、コーチの任を努めた者
- (3) 専門部において特に功績のあった者。
- (4) 対象者は、該当チーム及び選手が所属する高等学校職員であること

第4条 各専門部委員長は、前条に該当するものがある時は、推薦状を三重県高等学校体育連盟会長に提出する。

第5条 表彰の内容は、次のとおりとする。

1. 受賞者及びチームには、表彰状を授与する。

2. 下記の条件に該当する受賞者・チームには、記念品を授与する。

- (1) 三重県高等学校総合体育大会連続10年または10年以上5年毎の総合優勝校
- (2) 三重県高等学校総合体育大会連続10年または10年以上5年毎の優勝校
- (3) 三重県高等学校駅伝競走大会連続10年または10年以上5年毎の優勝校
- (4) 全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜（選手権）大会、全国高等学校定時制通信制体育大会のいずれかにおける優勝指導者。

附 則

本規程は、昭和35年度より実施する。

本規程は、平成18年4月28日より一部改訂して実施する。

本規程は、令和4年4月25日より一部改訂して実施する。

本規程は、令和5年4月1日より一部改定して実施する。

本規程は、令和5年10月1日より一部改定して実施する。

三重県高等学校総合体育大会基準要項

1. 趣 旨

三重県高等学校総合体育大会は、高等学校教育の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、運動技能と体力の向上を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成する。

2. 主催、後援および主管

- (1) 主催は、三重県高等学校体育連盟、三重県教育委員会及び三重県関係競技団体とする。
- (2) 後援は、公益財団法人 三重県スポーツ協会とする。
- (3) 主管は、三重県高等学校体育連盟当該専門部とする。

3. 大会の開催

- (1) 大会は、毎年開催する。

4. 大会開催の時期と期間

- (1) 大会開催の時期は、4月2週目から6月1週目までとし、5月26日から6月1日の土曜日にかかる週を基準開催週とする。(東海総体の3週間前)
- (2) 大会の開催日は、以下のとおりとする。
 - ① 原則、土・日等に開催する。但し、やむを得ない場合については、基準開催週に限り、金曜日を開催することができる。
 - ② 基準開催週における、雨天及び熱中症事故防止対策等による順延は、1日のみ認める。

5. 大会の規模

- (1) 競技種目は次の通りとする。

陸上競技・水泳・体操・野球・軟式野球・テニス・ソフトテニス・卓球・サッカー・バレーボール・バスケットボール・ソフトボール・ハンドボール・バドミントン・ラグビー・相撲・柔道・剣道・弓道・登山・ウエイトリフティング・レスリング・フェンシング・自転車競技・ヨット・ローイング・ホッケー・ボクシング・空手道・なぎなた・アーチェリー・カヌー・スキー・ボウリング・ゴルフ・ライフル射撃・馬術の37種目とする。
- (2) 競技種目の追加並びに削除は、三重県高等学校体育連盟評議委員会で決定する。
- (3) 競技方法は各競技別学校対抗を原則とする。

6. 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)も可とする。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。
- (3) 指導者(監督、コーチ、引率者、外部指導者等)は、公益財団法人全国高等学校体育連盟が定める「競技者及び指導者規程」、「体罰根絶全国共通ルール」及び「体罰根絶全国共通ルールに関するQ&A」の遵守に同意した者とする。校長は、指導者が同意していることを必ず確認する。同意のない場合は、当該指導者の大会参加は認めない。

7. 大会参加資格

- (1) 選手は、三重県高等学校体育連盟に加入している学校の生徒であることとする。

但し、休学中、留学中の生徒を除く。
- (2) 年齢は、___年4月2日以降に生まれたものとする。(___部分の数字は開催当該年度-19となる)

但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。(「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。)大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。

また、定時制通信制の部においては、別途定める。
- (3) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

但し、三重県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。
- (4) 転校・転籍後6ヶ月未満(水泳は1年)のものは同一競技への参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる)

但し、一家転住などやむを得ない場合は、三重県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。

大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。

(5) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。

(6) 参加資格の特例

ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断される生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。

イ. 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

1 三重県内に設置された学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍する生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加資格を認める条件

ア. 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。

イ. 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ. 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもと適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア. 大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ. 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ. 大会開催に要する経費として、三重県高等学校体育連盟の定める額(負担金)を負担すること。

8. 大会役員

大会役員は三重県高等学校体育連盟が決定し委嘱する。

9. 大会実施要項ならびに参加申込み

(1) 大会の実施要項については三重県高等学校体育連盟が各競技種目別専門部と協議の上作成する。

(2) 大会実施要項並びに参加申込書は大会開催1ヶ月前までに各高等学校あてに送付する。

(3) 参加申込みは所定の用紙を用い、各競技専門部委員長あてに定められた期日までに申し込むこと。

10. 大会参加料

(1) 大会参加料は、大会運営補助金が不足する場合に限り、専門部ごとに徴収することができる。

(2) 大会参加料の額は、専門部ごとに三重県高等学校体育連盟会長の承認を得ること。

(3) 大会参加料は、競技種目別大会運営費にあてるとともに、所定の様式にて報告すること。

(4) 通信制課程生徒及び特例として参加が認められた者は、別途負担金を三重県高等学校体育連盟事務局へ納入すること。

11. プログラム

(1) プログラムは総合プログラムと競技別プログラムとする。

(2) プログラムの配布はおおむねつぎのとおりとする。

① 総合プログラム

大会役員

② 競技別プログラム

競技役員、参加校、その他競技運営に必要な数

12. 競技日程

専門部委員長と三重県高等学校体育連盟事務局にて原案を作成する。

13. 大会の式典

(1) 開・閉会式

種目毎に実施する。

(2) 表彰式

① 7月中旬に行う。

② 式次第

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 役員・学校代表入場 | 2. 開会宣言 |
| 3. 成績発表 | 4. 賞状・優勝杯・楯授与 |
| 5. 大会会長あいさつ | 6. 祝辞 |
| 7. 閉会宣言 | 8. 役員・学校代表退場 |

14. 表彰

(1) 総合

全日制男子・女子、定通制男子・女子それぞれの総合優勝校に優勝旗(教育委員会旗)と優勝杯(教育長杯)を授与する。

また、全日制は6位までに、定時制・通信制は3位までに、楯(高体連会長楯)と賞状を授与する。

(2) 種目別団体

1位には優勝楯・賞状を授与する、2位から8位までに賞状を授与することができる。

(3) 種目別個人

1位から8位までに賞状を授与することができる。

15. 総合順位の決定方法

(1) 種目別の採点

1位(11点)	2位(9点)	3位(7点)	4位(6点)
5位(5点)	6位(4点)	7位(3点)	8位(2点)

参加点(1点) 地区予選を含む

① 3・4位及び5・6・7・8位の決定しない場合はそれぞれの合計得点を等分する。

② 特例として参加が認められた学校についても同等の扱いとする。

③ 冬季競技種目の得点については、前年度の種目順位別得点とする。

④ 参加校が1校の場合の得点は、参加点(1点)のみとする。

⑤ 部員不足に伴う合同チームの得点については、種目別得点を参加校数で等分する。(小数点第2位以下は切捨て)

⑥ 学校の統廃合に伴う合同チームの得点については、各学校に種目別得点を与える。

(2) 総合得点により総合成績を決定する。

(3) 同点の場合は1位の数によって決定する。

16. 緊急処置

地区予選・本大会の競技中、選手が負傷した場合主催者は応急処置をするが、その後の責任は負わない。

17. 備考

大会運営については「大会運営について」に準拠する。

本要項は令和3年2月19日より一部改定して実施する。

本要項は令和4年4月25日より一部改定して実施する。

本要項は令和5年4月1日より一部改定して実施する。

本要項は令和5年10月1日より一部改定して実施する。

本要項は令和7年4月1日より一部改定して実施する。

大会運営について

1 競技大会の運営について

(1) 競技大会全般について

競技大会に係る（大会開始決定から終了まで）責任は各専門部の専門部長とする。専門部長は、高体連会長と連絡を密にし、円滑な大会運営に努める。専門部長が何らかの理由で大会に欠席の場合、専門部委員長は専門部長と連絡を密にし、大会運営が円滑に行われ、不測の事態が発生した場合も適切に処理できるようにする。

また、熱中症、落雷を含め、事故防止には万全を期し、その防止策（予防策）をしっかりと講じることとする。

(2) 競技方法、結果報告について

競技方法は、専門部役員会等において作成し、専門部部長の責任において決定する。専門部委員長は競技の開始時間・終了予定時刻・場所・大会のルール等について事前に参加者及び顧問には周知する。終了後は高体連事務局に、結果報告を行う。

(3) 個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、三重県高等学校体育連盟主催及び主管の大会参加申込書等を通して得られる、個人情報及び肖像権の取り扱い（利用目的の通知等）に関

して、「個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて」【資料1】のとおりとする。各専門部は、参加者及び顧問に周知すること。

(4) 参加費の取り扱い等について

「三重県高等学校体育連盟主催大会の参加費の取り扱い等について」【資料2】のとおりとする。

2 生徒引率、大会参加について

(1) 生徒引率について

- ①出場チームの選手は必ず引率責任者によって引率される。大会派遣期間中の生徒については、高校生として自覚ある行動がとれるよう指導をすることとし、派遣期間中に問題行動や、事故等が発生した場合は、当該校の校長に直ちに報告を行うこととする。
- ②引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。
- ③監督・コーチ等が外部指導者の場合は、外部指導者（部活動サポーター）承認書【1号様式】を大会参加申し込み時に提出すること。
- ④競技大会参加の監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者（部活動サポーター含）の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

(2) 大会参加について

- ①選手は、三重県高等学校体育連盟に加入している学校の生徒であることとする。但し、休学中、留学中の生徒を除く。
- ②年齢は、___年4月2日以降に生まれたものとする。（___部分の数字は開催当該年度-19となる）
但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。また、定時制通信制の部においては、別途定める。
- ③チームの編成において全日課程・定時課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。但し、三重県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。また、定時制・通信制生徒の三重県高体連主催全日大会への参加については、「定時制・通信制生徒の三重県高体連主催全日大会への参加について（申し合わせ）」【資料3】のとおりとする。
- ④転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）のものは同一競技への参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）
但し、一家転住などやむを得ない場合は、三重県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。
大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
- ⑤出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- ⑥参加資格の特例
ア. 上記①、②に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断される生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。
イ. 上記③の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

- 1 三重県内に設置された学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍する生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1)大会参加資格を認める条件
 - ア. 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。
 - イ. 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ. 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。
 - (2)大会参加に際し守るべき条件
 - ア. 大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ. 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ. 大会開催に要する経費として、三重県高等学校体育連盟の定める額（負担金）を負担すること。

3 全日制大会における複数校合同チームについて

(公財)全国高等学校体育連盟より示された「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」【資料5】、「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」【資料6】、「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」及び「全国総体参加における学校単位の基準」【資料7】に準拠するものとし、三重県高等学校体育連盟として以下のように運用を行う。

なお、各専門部において出場認定基準、運用の詳細について取りまとめを行うことが望ましい。

(1) 学校の統廃合に伴う複数校合同チームの大会参加について

(公財)全国高等学校体育連盟に準拠することとする。

ア 県高校総体への参加の扱い

学校の統廃合に伴う合同チームの得点については、各学校に種目別得点を与える。

(2) 部員不足等に伴う複数校合同チームの大会参加について

①複数校合同チームを認める大会

ア 三重県高等学校体育連盟主催大会の内、各専門部において、競技特性等を考慮し、複数校合同チーム参加を認めた大会とする。

②複数校合同チーム出場認定基準

- ア 出場をしようとする双方（又は3校以上）の学校長が出場を認めていること。
- イ 出場しようとする双方（又は3校以上）が部員不足により、それぞれ単独でチームを組むことが出来ないこと。但し、(公財)全国高等学校体育連盟の規程等により特例として認められる場合は、部員が充足する場合においても認める。
- ウ 合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われていないこと。
- エ 各学校の引率責任者、及び合同チームの監督が明確であること。
- オ (公財)全国高等学校体育連盟の規程等により、全国高等学校総合体育大会に複数校合同チームが認められる競技（水球・バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、サッカー、ラグビーフットボール、ソフトボール、アイスホッケー、ホッケー）は、(公財)全国高等学校体育連盟が示す条件に準拠すること。

③複数校合同チーム出場までの手順

- ア 対象校は、出場を希望する大会の申し込み時に、対象校ごとに「複数校合同チーム出場願」【2号様式】を、該当専門部委員長に提出する。
- イ 専門部委員長は、専門部部長に連絡の上役員会等において内容等を精査し、大会申込み締切りまでに、「複数校合同チーム出場について」【3号様式】に【2号様式】（写し）を添えて高体連事務局に提出する。
- ウ 高体連事務局は、常任理事会にて審議のうえ、可否を決定する。但し常任理事会が開催困難なときは、高体連会長が決裁を行い、後日常任理事会に報告する。

④複数校合同チームの扱い

ア 全国高校総体・東海高校総体への参加の扱い

全国高等学校総合体育大会に複数校合同チームが認められる競技の全国高校総体の出場については、（公財）全国高等学校体育連盟の規定により、出場を認める。東海高校総体については、東海高等学校体育連盟の定める規定により、出場を認める。その他競技の全国高校総体の出場については、（公財）全国高等学校体育連盟の考え方に準拠し、出場を認めない。東海高校総体への出場も認めない。

イ 県高校総体への参加の扱い

（２）①，②，③の手順により参加を認める。

部員不足に伴う合同チームの得点については、種目別得点を参加校数で等分する。（小数点第２位以下は切捨て）

4 定時制通信制大会における合同チームについて

(公財)全国高等学校体育連盟より示された「定時制通信制高校における合同チーム参加資格の特例及び規約」【資料8】、「定時制課程・通信制課程併置校における合同チーム参加資格の特例及び規約」【資料9】及び「全国総体参加における学校単位の基準」【資料7】に準拠するものとし、三重県高等学校体育連盟として以下のように運用を行う。

なお、各専門部において出場認定基準、運用の詳細について取りまとめを行うことが望ましい。

(1) 学校の統廃合に伴う合同チームの大会参加について

(公財)全国高等学校体育連盟に準拠することとする。

(2) 部員不足等に伴う複数校合同チームの参加について

①複数校合同チームの出場を認める大会

ア 三重県高等学校体育連盟主催大会の内、各専門部において、競技特性等を考慮し、合同チームの参加を認めた大会とする。

②複数校合同チーム出場認定基準

ア 出場をしようとする双方(又は3校以上)の学校長が出場を認めている。

イ 出場しようとする双方(又は3校以上)が部員不足により、それぞれ単独でチームを組むことが出来ない。

ウ 合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われていないこと。

エ 各学校の引率責任者、及び合同チームの監督が明確であること。

③複数校合同チーム出場までの手順

(対象競技：バレーボール、バスケットボール、サッカー、卓球)

ア 合同チームを編成するにあたり、幹事校(代表校)を定める。

イ 対象校は、「複数校合同チーム出場願」【2号様式】を作成し幹事校へ提出する。

ウ 幹事校は、「合同チーム編成申請書(定時制通信制大会)」【4号様式】及び【2号様式】を、原則当該年度の4月末日までに当該専門部委員長へ提出すること。ただし、5月1日以降の申請となる場合は、出場を希望する大会の申し込み締切日2週間前までに提出する。

エ 専門部委員長は、専門部部長に連絡の上役員会等において内容等を精査し、【4号様式】に【2号様式】(写し)を添えて、高体連事務局に提出する。

オ 高体連事務局は、常任理事会にて審議のうえ、可否を決定する。但し常任理事会が開催困難なときは、高体連会長が決済を行い、後日常任理事会に報告する。承認後、「合同チーム編成報告書」を(公財)全国高等学校体育連盟定時制通信制部部長へ提出するとともに、幹事校へ「合同チーム編成許可証」を発行する。

④ ③の競技以外の複数校合同チーム出場までの手順

ア 全日制大会における(2)③の手順と同手順とする。

(3) 定時制課程・通信制課程併設校における合同チームの参加について

①定時制課程・通信制課程併設校における合同チーム出場までの手順

- ア 対象校は、出場を希望する大会の申し込み締切日2週間前までに、「定時制課程・通信制課程併設校における合同チーム参加資格に係る申請について」【5号様式】を、当該専門部委員長に提出する。
- イ 専門部委員長は、専門部長に連絡の上役員会等において内容等を精査し、専門部へ提出のあった【5号様式】を高体連事務局に提出する。
- ウ 高体連事務局は、常任理事会にて審議のうえ、可否を決定する。但し常任理事会が開催困難なときは、高体連会長が決済を行い、後日常任理事会に報告する。決定後、対象校へ「合同チーム編成承認通知書」を発行する。
- エ 対象校は、各大会申し込み時に「合同チーム編成承認通知書」を添付すること。

②定時制課程・通信制課程併設校における合同チームの扱い

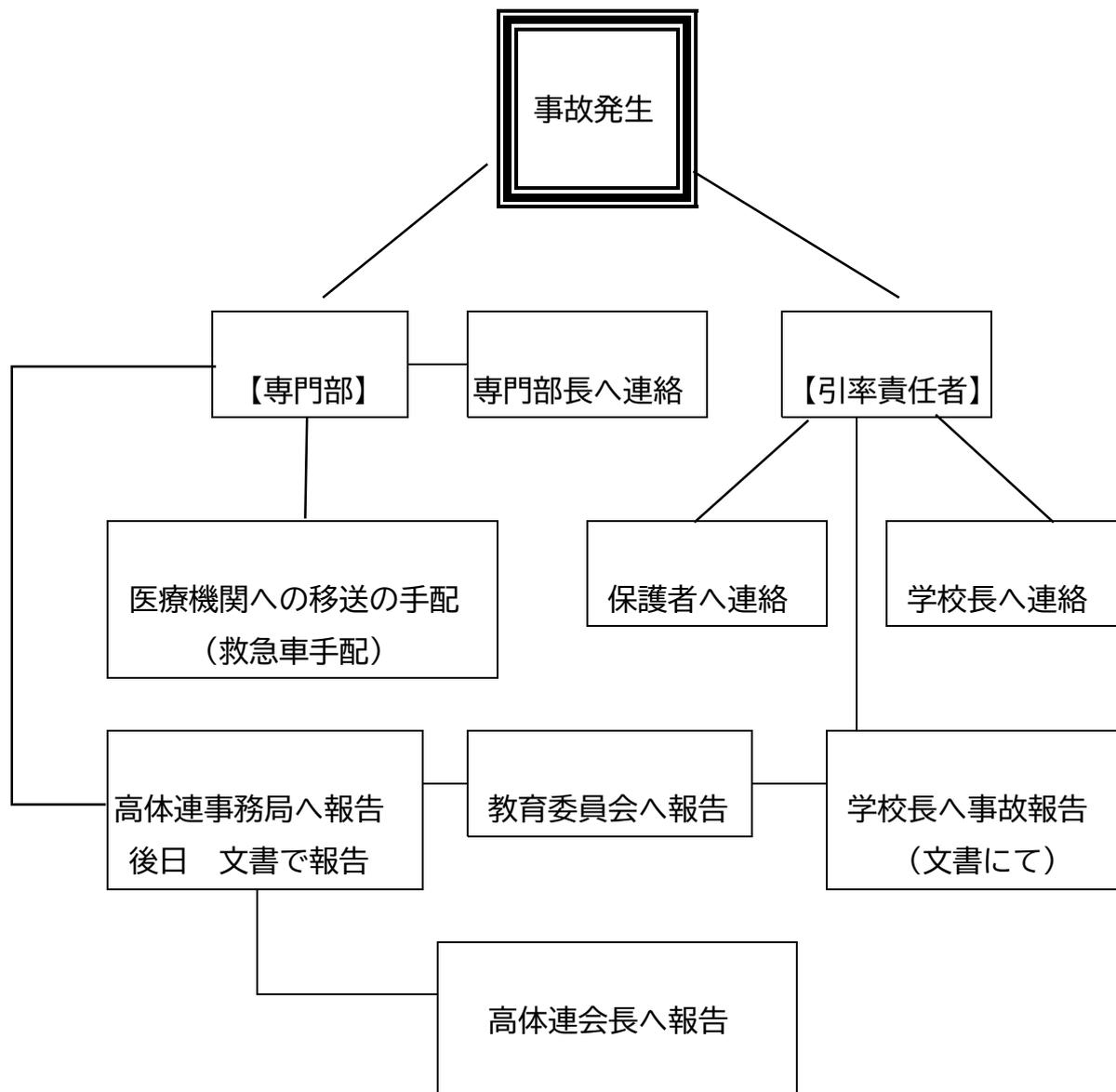
- ア 全国定通大会・東海定通大会への参加の扱い
全国定通大会の出場については、(公財)全国高等学校体育連盟の規定により、出場を認める。東海定通大会については、東海高等学校体育連盟の定める規定により、出場を認める場合もある。
- イ 県高校総体への参加の扱い
 - (2) ①、②、③の手順により参加を認めるが、団体順位得点は認めず、参加点をそれぞれの学校に与える。
 - (3) ①により参加を認めた学校は、団体順位得点を認める

5 事故発生時の対処方法

大会開催においては、事故発生を未然に防止するよう、大会役員、引率者・監督、参加生徒に、事故防止の指導・啓発を行うことが必要である。

しかし、大会中に事故（重大事故）が発生した場合は、次のように対処する。

(1) 事故発生時の対処の手順



※救急搬送者が出た場合は、速やかに高体連事務局まで報告を行う。

(2) 専門部において緊急時の対応について別途準備を行うこと。特に次の点については必ず行うこと。

- ① 医療機関の確認
- ② 緊急時対応についての大会役員の係分担
- ③ 専門部役員の緊急連絡網の整備
- ④ その他必要と思われる事項

6 不測の事態について

台風の接近、暴風警報・暴風雪警報・特別警報の発令時の場合、暑熱環境下の場合、落雷の危険性がある場合、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、荒天や事故による交通網の寸断、「弾道ミサイル情報」が発信された場合等、不測の事態の発生時は、次のことを第一と考え、引率責任者及び高体連事務局と連携を密にする。

なお、各専門部が大会運営を行うにあたり大会実施の可否及び安全対策等についての判断は、専門部長が行う。

- ①参加者（参加する生徒、教職員、部活動指導員、校長が認める外部指導者、競技役員）の安全確保を最優先事項として判断を行う。
- ②可能な限り、生徒の大会出場機会の確保を行う。なお、大会延期となった場合の対処として、大会予備日等を事前に設定しておくことが望ましい。
- ③救急搬送者が出た場合、大会の中止または延期を決定した場合は、速やかに高体連事務局に報告を行う。

(1) 暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されている場合

【参加者】

- ①大会開始前
 - ア 在宅の場合は自宅にて安全を確保させる。
 - イ 会場への途上の場合は、その場に止まるか、自宅に引き返すか状況を判断しもっとも安全と思われる手段を選択する。
- ②大会開催中
 - ア 直ちに競技を中断し、その場で待機するか、帰宅するか、状況を判断しもっとも安全と思われる手段を選択する。

【専門部】

- ①大会開始前
6：00の段階で暴風警報・暴風雪警報・特別警報・地震警戒宣言が発令されている場合、競技は中止とする。その後警報・警戒宣言が解除された場合、大会役員、引率責任者および関係者と開催について協議する。
- ②大会開催中
直ちに競技を中断し、情報収集を充分に行い、大会役員、引率責任者および関係者と協議を行い、生徒の動向を判断する。
- ③代替日が必要な場合は、会場確保、役員確保、参加者の事情（学校行事）等を充分考慮し代替日の設定を行う。
- ④大会の中止または延期を決定した場合は、速やかに高体連事務局に報告を行う。

(2) 暑熱環境下の場合

「大会開催時における熱中症事故防止対策」【資料10】に沿って運営を行う。

(3) 落雷の危険性がある場合

「大会開催時における落雷事故防止対策」【資料11】に沿って運営を行う。

(4) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

- ①適宜必要な情報収集に努め、生徒、来場者等に対して必要な情報を伝達する。また、避難場所・避難経路の確認等日頃からの地震への備えを再確認する。
- ②競技中に大規模地震が発生した場合は、直ちに競技を中断し、情報収集を充分に行

い大会役員、引率責任者及び関係者と協議を行い、生徒の動向を判断する。

(5) 荒天や事故（公共交通機関）による交通網の寸断により参加できない場合。

- ①参加者の安全確保と出場機会の確保の原則に拠り、各専門部の特性を充分考慮し、開始時間を遅らせるなどの配慮を行う。
それでもなお、参加できない場合は、大会役員、引率責任者および関係者と協議し、また参加生徒に十分な説明を行い、大会を延期することが出来る。

(6) 「弾道ミサイル情報」が発信された場合

- ①どのような場合でもまず避難行動をとる。

避難行動

【屋外にいる場合】

- 近くの建物(可能であれば頑丈な建物)の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。
- 近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動し、床に伏せて頭部を守る。

日本の上空を通過、日本の領域外の海域に落下した場合

- ①屋内避難は解除となるため、大会を実施してもよい。
大会の実施については、大会役員、引率責任者および関係者と協議し、参加者の安全確保と出場機会の確保の原則に拠り、各専門部の特性を充分考慮し、開始時間を遅らせるなどの配慮を行う。
- ②不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。また、引率責任者及び管理職より、教育委員会へ速やかに報告する。

日本に落下する可能性がある場合

- ①追加情報があるまで引き続き屋内避難を継続し、行政からの指示があれば、それに従って行動する。
- ②引率責任者は、参加する生徒の安全確認を行い、管理職へ連絡する。

近くにミサイルが着弾した場合

- ①大会開始前
 - ア 在宅の場合は、避難行動をとった後、自宅待機する。
 - イ 会場への途上の場合は、ただちに避難行動をとり、安全を確保する。
 - ウ 引率責任者は、参加する生徒の安全確認を行う。
- ②大会開催中
 - ア 専門部は、直ちに競技を中断し、情報収集及び参加する生徒の安全確認を行い、安全が確保されるまで待機させる。行政からの指示があれば、それに従って参加者へ指示する。
 - イ 引率責任者は、参加する生徒の安全確認を行う。
 - ウ 安全が確保された後、大会役員、引率責任者および関係者と協議し、競技の再開および生徒の動向を判断する。
なお、競技中断に係る競技成立の基準、競技再開の方法および結果の取り扱い等については、事前に決定しておくことが望ましい。
- ③代替日が必要な場合は、会場確保、役員確保、参加者の事情（学校行事）等を充分考し代替日の設定を行う。
- ④大会の中止または延期を決定した場合は、速やかに高体連事務局に報告を行う。併せて専門部長名で各参加校に通知する。

個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて

三重県高等学校体育連盟

平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」に基づき、三重県高等学校体育連盟主催及び主管の大会参加申込書等を通して得られる、個人情報及び肖像権の取り扱い（利用目的の通知等）に関して、以下のとおりとします。

1. 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。
- (4) 三重県高等学校体育連盟及び認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。

2. 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 三重県高等学校体育連盟及び認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、三重県高等学校体育連盟及び各競技団体が作成する大会報告書等に掲載されることがあります。
- (3) 入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

3. 肖像権に関する取り扱い

- (1) 三重県高等学校体育連盟及び認められた報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・大会報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 三重県高等学校体育連盟及び認められた報道機関等が撮影した映像が、テレビ・インターネットで放映・配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配布されることがあります。
- (3) この他、三重県高等学校体育連盟の許可に基づき、記念写真等が関係者に販売されることがあります。

4. 大会運営としての対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関し、ご承諾をいただいたものとして対応します。
- (3) 個人情報等の掲載または公開等に関してのご質問等は、三重県高等学校体育連盟までご連絡ください。

連絡先・問合せ先

三重県高等学校体育連盟事務局
(三重県立稲生高等学校内)

TEL (059) 380-2500

FAX (059) 380-2501

三重県高等学校体育連盟主催大会の参加費の取り扱いについて

三重県高等学校体育連盟

令和5年度以降の三重県高等学校体育連盟主催大会の参加費の取り扱い等につきまして下記のとおりとします。

記

- 1 参加費の取り扱い 県高体連からの各専門部への大会運営補助金が不足する場合には限り、参加費を専門部ごとに徴収することができる。
なお、参加費を徴収する専門部は、事前に高体連会長に承認を得ること。
- 2 徴収金額 各専門部による。
(上限額 団体は1チームあたり10,000円
個人は1人あたり 1,000円)
- 3 参加費の使途 大会の運営費に限る。
- 4 徴収額の決定 高体連会長の承認を得ること

連絡先・問合せ先

三重県高等学校体育連盟事務局
(三重県立稲生高等学校内)

TEL(059)380-2500

FAX(059)380-2501

定時制・通信制生徒の三重県高体連主催全日大会への参加について（申し合わせ）

[1] 広域通信制高等学校本校及び連携校等の三重県高等学校体育連盟の加盟条件について

- （公財）全国高等学校体育連盟「広域通信制高等学校本校及び連携校等の都道府県高体連への加盟について」【資料4】を適用する。

[2] 大会参加の条件について（考え方）

- ①「全国高等学校総合体育大会開催基準要項 12大会参加資格（1）」に「選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。」とあり、定時制・通信制生徒の全国高等学校総合体育大会への参加は可能である。
（参考：同（4）に「チームの編成において全日課程・定時課程・通信課程の生徒による混成は認めない。」とある。）
- ②「全国高等学校定時制通信制体育大会開催基準要項 13全国定通大会参加資格（5）」に「当該年度の全国高等学校総合体育大会（各都道府県予選大会・各競技団体が定める高校生以上を対象とした全国大会も含む）出場者及び出場校は、除く。」とあるため、「全国定時制通信制大会競技」に該当する生徒は全国高校総体（県予選大会も含む）か全国定通大会かのどちらか一方を選択しなければならない。
- ③「全国高等学校総合体育大会開催基準要項 10大会の内容（2）」に「競技別大会は学校対抗戦を原則とする」ため、定時制・通信制の学校は「学校のクラブ単位」で全国高校総体（県予選大会も含む）か全国定通大会かのどちらか一方を選択しなければならない。
- ④三重県高体連としては「三重県高等学校体育連盟規約 細則 第3章 第4条の細則（2）」にある「原則として全日課程の学校は全日制の大会に出場し、定時制・通信制課程の学校は定時制・通信制の大会に出場することとする。」を基本とする。

「①～④」の要件も踏まえつつ、

- ⑤原則、全国高等学校定時制通信制大会実施競技以外の競技において、全日大会への参加希望があった場合は、定時制・通信制生徒の三重県高体連主催全日大会への参加を可能とする。ただし、その競技特性も考慮し、参加の判断は当該専門部にゆだねる。
〈全国定時制通信制大会競技〉
陸上競技・自転車・卓球・ソフトテニス・柔道・剣道・バレーボール・
バスケットボール・サッカー・バドミントン（10競技）
- ⑥全国定時制通信制大会実施競技において、全日大会への参加希望があった場合は、教育上の配慮により、当該専門部と三重県高体連本部と協議のうえ参加の判断を行う。
- ⑦上記「⑤、⑥」において該当選手・チームが発生した場合は、当該専門部は会長宛で報告を三重県高体連本部まで行うこととする。

広域通信制高等学校本校及び連携校等の都道府県高体連への加盟について

1 はじめに

広域通信制高等学校が多様な展開を図っている状況を踏まえ、生徒の健全な発達を促す体育・スポーツ活動の普及・発展という高体連の目的に鑑み、広域通信制高等学校の都道府県高体連への加盟等の取扱いについて以下のとおり申し合わせる。

2 対象校の種別

この申し合わせの対象とする広域通信制高等学校とは、法令上の根拠を有する広域通信制高等学校本校並びに連携・協力する技能教育施設、協力校及び本校の管下にある学習センター等（以下連携校等と言う）とする。

法令上の根拠を有しないいわゆるサポート校は対象校としない。

3 都道府県高体連への加盟

都道府県高体連への加盟については、各都道府県高体連が別に定める規定による。都道府県高体連に加盟を希望する広域通信制高等学校本校及び連携校等は、それぞれの所在地のある都道府県高等学校体育連盟会長に代表者名（※注）で加盟を申請する。この場合、加盟申請する本校並びに連携校等として、部活動が教育活動の一環に位置付けられ、責任ある顧問教員の指導のもとに適切に継続して運営が行われていることが必要である。

（※注）

- 本校の場合は学校長名、連携校等の場合は本校学校長・連携校等の代表者の連名
- 連携校等の加盟承認後は連携校等の代表者を学校長の代理として扱うことができる。但し、連携校等における責任は学校長も負うものとする。
- 連携校等の校名標記については、連携校等名を従的に表す

4 活動状況の把握と確認

加盟申請に際し、都道府県高体連は部活動の状況等を把握、確認するために必要な書類の提出を求めるものとする。

なお、加盟承認後、活動状況等に変更が生じた場合は代表者名で直ちに当該都道府県高体連に届け出るものとする。また、都道府県高体連は当該校の活動状況等について随時確認することができる。

（※提出書類等の例）

- ア 運動部活動を教育活動の一環として位置付けている資料（学校案内、学校要覧、学校教育計画、学校経営計画等）
- イ 運動部活動を日常的・継続的に行っているスポーツ施設等とその所在地
- ウ 運動部の活動計画（年間・月間、活動時間帯等）、活動日誌
- エ 学年別・年次別在籍生徒数、部員名簿（氏名、住所等）
- オ その他必要と思われるもの

5 大会等への参加資格

全国高等学校総合体育大会への参加資格は開催基準要項 12 項の大会参加資格によるものとする。また、同大会の引率責任者及び監督・コーチについても同要項の 11 項の引率・監督によるものとする。また、連携校等の引率責任者については本校の校長が認める連携校等の職員とする。

なお、加盟対象校ではないいわゆるサポート校の都道府県高体連主催大会等への参加については各都道府県高体連が別途定める規定に従い、適切に取り扱うものとする。

附 則 平成 5 年 11 月 19 日制定（平成 6 年度より実施）

平成 19 年 3 月 3 日改正

平成 25 年 5 月 21 日一部改正「表記の変更」

平成 26 年 5 月 20 日全面改定「サポート校の加盟対象からの除外」

（全面改正の完全施行は平成 29 年度からとし、加盟済みのサポート校については平成 28 年度までを経過措置期間とする。ただし、平成 27 年度以降の新規加盟についてはサポート校を加盟対象外とする。）

複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成14年3月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加ができるよう努力することが望ましい。一方で、加速する少子化傾向への対策として部員不足に伴う合同チーム編成についても適切に導入・実施されるべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合、必要な手続きを経た上で、複数校合同チームの参加を認めることとする。

(2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。

(2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。

(3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成14年3月9日より施行

平成19年3月3日 改正

平成25年5月21日 一部改正「募集停止を伴うもの」追記

平成25年12月6日 一部改正「募集停止[学級減を含む]」追記

令和5年1月16日 改正 部員不足に伴う複数校合同チームの全国高等学校総合体育大会参加承認

部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程

(1) 趣旨

本規程は、少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動の成果を試す機会を確保するために導入するものである。したがって、決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。

なお、部員不足に伴う複数校合同チーム（以下「合同チーム」という。）で参加する場合は（2）の条件を満たしているとともに、専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」の編成基準等に合致していることが必要となる。

(2) 条件

- ① 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- ② 合同チーム該当競技は、原則として個人種目のない以下の団体競技とする。
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計 9 競技）
- ③ 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
- ④ 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）

前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

- ⑤ 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。
- ⑥ 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、都道府県高等学校体育連盟会長に事前に届け出ること。
- ⑦ 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
- ⑧ ⑥⑦について各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うこと。
- ⑨ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

令和 5 年 1 月 16 日 制定

全国高校総体参加における学校の単位の基準

学校対抗制としての学校の単位は、「学校教育法第3条及びその他の法令の規定に基づき、高等学校設置基準の省令の定めるところにより設置された学校」を基準として、以下の(1)～(7)を満たし、大会参加資格の細則については、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に従うものとする。

なお、学校再編その他、都道府県の現状にあわせて学校の単位を変えることも可能とする。

ただし、都道府県高体連で協議・検討したうえで、所定の申請書を全国高体連に提出し承認を得なければならない。

学校教育法第7条 「学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない」とあることから、

- (1) 校長1人が複数校(全日制・定時制・通信制など)の校長を兼ねる場合であっても「課程」の異なる場合は、合同での申請は認めない。(「課程」が異なる場合はそれぞれを1校とする。なお、ここでいう「課程」とは、学校教育法第4条にある「全日制の課程」「定時制の課程」「通信制の課程」をさすものとする。)
- (2) 校長が専任で在籍する学校は、独立した1つの学校とみなす。(区分・名称等は問わない)
- (3) 校長1人が複数校(本校・分校)の校長を兼ねる場合は、校舎間の距離などの地理的事実・練習環境等を配慮し、合同での申請も可能とする。
(都道府県高体連での協議の際には、学校の現状、勝利至上主義でない事など、慎重かつ十分に検討する。)
- (4) 校長1人が複数校(キャンパス校、その他)の校長を兼ねる場合は、課程が同じであっても、地理的事実・練習環境等を配慮し、別々での申請も可能とする。
(都道府県高体連での協議の際には、学校の現状、勝利至上主義でない事など、慎重かつ十分に検討する。)
- (5) 学校単位での申請とするため、種目毎で異なる申請は出来ない。
- (6) 手続きは、前年度末までに完了しなければならない。年度途中での変更は認めない。
- (7) なお、承認後でも全国高体連が示した条件を満たしていないと判断した場合には、ただちに取り消しを命ずることができるものとする。

平成23年12月3日 理事会決定

・・・【 参 考 】・・

	これまで	⇒	これから (申請により)
●本校・分校	別々の学校として参加	⇒	合同チームでの参加も可能
●キャンパス校	一つの学校として参加	⇒	別々の学校としての参加も可能

定時制通信制高校における合同チーム参加資格の特例及び規約

1 合同チームの編成の要件

- イ 定時制通信制において、競技ごとに複数校で構成する合同チームを編成することができる。
- ロ この特例による合同チームは原則 1 ヶ年間、このチームを維持する。
ただし、チーム編成が変更になった場合には、合同チームを解除、もしくは再度申請を行うものとする。
- ハ 各都道府県高等学校体育連盟において、合同チームが適正であり、勝利至上ではないと認められること。

2 参加資格及び登録について

- イ 都道府県高体連に加盟する高等学校に所属すること。
- ロ 登録においては各都道府県高体連において行うこと。

3 特例による合同チームの申請と承認について

- イ 合同チームを編成する場合、各都道府県高体連を経て（公財）全国高等学校体育連盟定時制通信制部まで別に定める申請書及び資料を提出する。
- ロ 申請は合同チームの編成を希望する当該年度の 4 月 1 日より 4 月末日までの間に行うものとする。
- ハ 合同チームが認められた場合、その期間は、4 月 1 日より原則 1 ヶ年間とする。

4 その他

- イ この他の出場資格に関しては（公財）全国高等学校体育連盟の定める参加資格に準ずるものとする。
- ロ 全国高等学校定時制通信制体育大会及び本大会の地方予選において不正等が発覚した場合には参加出場権を剥奪する。
- ハ 合同チームの対象となる種目は、バレーボール（部員数 5 名）・バスケットボール（部員数 4 名）・サッカー（部員数 10 名）・卓球部員数 2 名）とする。（軟式野球は別途定める全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟の合同チーム規約によるものとする）
- ニ この規約は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

定時制課程・通信制課程併置校における合同チーム参加資格の特例及び規約

1. 合同チームの編成の要件

- イ：定時制通信制において、各競技ごとに定時制課程・通信制課程併置校（同一敷地内の高校に限り）の合同チームを編成することができる。
- ロ：全国定通大会、その本大会の地方予選に原則適用され、この特例による合同チームは原則1ヶ年間とする。（他の地方大会において当該チームで出場できるかは各都道府県高等学校体育連盟の判断による。）次年度以降も合同チームを構成する場合は、再度申請を行うものとする。
- ハ：各都道府県高等学校体育連盟において、合同チームが適正であり、勝利至上ではないと認められること。

2. 参加資格及び登録について

- イ：都道府県高等学校体育連盟に加盟する高等学校に所属すること。
- ロ：登録においては各都道府県高等学校体育連盟において行うこと。

3. 特例による合同チームの申請と承認について

- イ：合同チームを編成する場合、別に定める申請書を各都道府県高等学校体育連盟に提出する。各都道府県高等学校体育連盟の承認を得た申請書を本大会の地方予選申し込みの際に合わせて提出する。
- ロ：申請は合同チームの編成を希望する前年度の3月1日より本年度4月末日までの間に行うものとする。
- ハ：合同チームが認められた場合、その期間は4月1日より原則1ヶ年間とする。

4. その他

- イ：この他の出場資格に関しては（公財）全国高等学校体育連盟の定める参加資格に準ずるものとする。
- ロ：全国高等学校定時制通信制体育大会及び本大会の地方予選において不正等が発覚した場合には参加出場権を剥奪する。
- ハ：軟式野球は別途定める全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟の合同チーム規約によるものとする。
- ニ：この規約は平成31年3月1日より施行する。

【資料10】

大会開催時における熱中症事故防止対策

三重県高等学校体育連盟

三重県高等学校体育連盟が主催する大会は、(公財)日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」及び各中央競技団体が示す通知等を踏まえ、熱中症事故防止対策を行い運営する。

大会実施の可否及び熱中症事故防止対策等についての判断は、専門部長が行う。

1 熱中症事故防止対策について

(1) 暑熱環境下において大会を実施する専門部は、次の対策を行う。

- ① 熱中症警戒アラート等に関する情報収集を行い実施の可否を判断する。
- ② 活動場所の WBGT を定期的に（1 時間に 1 回程度）測定し、記録のうえ関係役員へ伝達する。
- ③ 場内アナウンス等により、参加者へ注意喚起を行う。
- ④ 熱中症発症時に備えた救急体制を整える。
- ⑤ 参加者自らが、熱中症予防の適切な判断や行動が選択できるよう指導を行う。

2 暑熱環境下における具体的対応について

(1) 暑熱環境下での大会実施が想定される場合

- ① 大会時期の変更及び空調設備の整った会場で実施するなど工夫する。
- ② 熱中症警戒アラート発表や WBGT が基準を超えることを想定し、各競技団体の通知等を参考に競技規則やルール変更等、試合実施方法の変更及び中止又は延期の基準を作成する。
- ③ 熱中症発症時に備えた救急体制を整える。

(2) 熱中症警戒アラートが発表された場合

- ① 大会実施について、中止又は延期することを検討する。やむを得ず実施する場合は、各競技団体の通知等を参考に熱中症事故防止対策を講じる。
- ② 大会を実施する場合は、参加者に熱中症警戒アラートが発表されていることを周知し、注意喚起を行う。

(3) 活動場所の WBGT が 31℃以上（熱中症予防運動指針「運動は原則中止」水準）の場合

- ① 試合を一時中断し、中止又は延期することを検討する。WBGT が 31℃を下回った場合、再開できる。

(4) 活動場所の WBGT が 28℃以上 31℃未満（熱中症予防運動指針「厳重警戒」水準）の場合

- ① 大会実施について、中止又は延期することを検討する。実施する場合は、熱中症事故防止対策を講じる。
- ② 適切に休息、水分及び塩分補給を行うよう注意喚起を行う。

- ③ 場内アナウンス等で、情報提供および熱中症予防の注意喚起を行う。

(5) 熱中症発症時に備えた救急体制の具体例

- ① 医療従事者（医師・看護師・救命士など）を配置する。配置できない場合は、救急対応が速やかに行えるよう「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）」等を大会役員等に周知する。
- ② 空調完備した救護室を確保するなど、症状からの回復を促すための環境を準備する。
特に、暑熱環境下で大会を実施する場合は、冷（氷）水浴法が行えるよう、アイスバス（ビニルプールによる簡易アイスバス可）を準備する。準備できない場合は、水道水散布法（水道水を全身にかけ続ける）が行えるように準備する。
- ③ 水分及び塩分を補給できるよう、経口補水液等を準備する。
- ④ 意識障害がある場合、水分が摂取できない場合及び意識障害がなく水分が摂取できる状態であっても症状が改善しない場合には、速やかに救急車を要請する。

(6) 大会参加者への周知及び指導について

大会参加者へ以下の事項について周知し、自らが体調管理等を行うことができるよう指導する。

- ① 水分及び塩分を適切に補給する
 - ・運動中だけでなく、運動前や運動後においても適切に補給する。
- ② 適切に休息をとる。
- ③ 適切な体温調整を行う
 - ・帽子の着用、軽装、衣服を緩めるなど、体温上昇を防ぐ。必要に応じ、クーリングベストの着用や手掌冷却など積極的な身体冷却を行う。
- ④ 体調を適切に管理し、体調不良時に無理をしない
 - ・疲労、睡眠不足、発熱、風邪、下痢など体調不良時には無理をしない。
 - ・引率者は、日常から生徒の体調を把握し、個人差を考慮し大会参加を決定する。また、暑さに慣れていない時期及び生徒についての判断は慎重に行うこと。
 - ・大会会場への移動及び帰宅時も含めて、十分な熱中症予防対策を講じること。

【資料11】

大会開催時における落雷事故防止対策

三重県高等学校体育連盟

三重県高等学校体育連盟が主催する大会は、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省平成30年2月初版）、学校防災のための参考資料『『生きる力』を育む防災教育の展開』（文部科学省平成25年3月改訂）及び各中央競技団体が示す指針等を踏まえ、落雷事故防止対策を行い運営する。

また、大会実施の可否及び落雷事故防止対策等についての判断は、専門部長が行う。

1 落雷事故防止対策について

(1) 屋外で大会を実施する場合は、次の対策を行う。

- ① 各中央競技団体等が示している指針等を踏まえ、事前にマニュアルを作成し、周知する。
- ② 大会の中断及び中止等大会実施の可否や落雷事故防止対策についての判断は、専門部長が行う。専門部長が不在の場合及び複数会場で大会を行う場合は、会場ごとに責任者を置き、速やかに中断の決定をすることができる体制を整える。
- ③ 天候の急変などの場合にはためらうことなく中断及び中止等の適切な措置を講ずる。大会の中断、延期及び中止を決定した際には、速やかに参加者に伝わるよう、事前に連絡方法を確認する。
- ④ 事前に天気予報を確認するとともに、当日は、気象庁ホームページにおいて「雷注意報」の発表状況や、「雷ナウキャスト」（レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)などの情報を活用する。
- ⑤ 避難場所の確認を行う。
- ⑥ 落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで安全な場所に避難するなど、参加者の安全確保を最優先事項として常に留意する。

2 大会の中止または延期について

- ① 救急搬送者が出た場合、大会の中止または延期を決定した場合は、速やかに高体連事務局に報告を行う。

1号様式

外部指導者（部活動サポーター）承認書

三重県高等学校体育連盟会長様

三重県高等学校体育連盟

専門部長様

下記のように外部指導者の、大会への参加を承認いたしました。

出場大会名					
大会期日					
会場					
外部指導者	名前		男・女	年齢	歳
	所属				
参加資格	監督	コーチ	どちらかに○つける		
引率責任者	職名	名前			
特記事項					

年 月 日

高等学校

校長

公印

2号様式

複数校合同チーム出場願

三重県高等学校体育連盟会長様

三重県高等学校体育連盟

専門部長様

次のように、合同チームでの大会出場を許可いただきますようお願いいたします。

出場希望大会名	
大会期日	
会場	
引率責任者	職名 名前
現在部員数	
監督者名	学校名 職名 氏名
合同予定学校名	
理由	

年 月 日

高等学校

校長

公印

3号様式

高体連〇〇〇部第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県高等学校体育連盟会長 様
三重県高等学校体育連盟
〇〇〇〇専門部長 〇〇〇〇 様

複数校合同チーム出場について（お願い）

別紙2号様式で本専門部に願いであったこのことについて、〇〇専門部で精査し、役員会で検討した結果、複数校合同チーム出場の精神に準拠していることが確認できましたので、下記のように出場をご承認いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 複数校合同チーム学校名 | 〇〇高等学校
〇〇高等学校 |
| 2 出 場 大 会 名 | 〇〇〇〇大会 |
| 3 大 会 期 日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 大 会 会 場 | ×××競技場 |
| 5 添 付 書 類 | 2号様式（写し）△部 |

合同チーム編成申請書（定時制通信制大会）

令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

三重県高等学校体育連盟

専門部 部長 様

下記のとおり、合同チームについて申請いたします。

記

1 申請者 _____ ※幹事校顧問（または学校長）

2 競技種目 _____

3 編成校数 _____ 校

4 チーム名 _____

5 編成学校

幹事校 _____ 高等学校 _____ 課程 _____ 部 _____ 名

_____ 高等学校 _____ 課程 _____ 部 _____ 名

_____ 高等学校 _____ 課程 _____ 部 _____ 名

6 編成期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

7 幹事校連絡先

(1) 電話番号 _____

(2) 所在地 _____

(3) 顧問名 _____

(4) 幹事校以外の連絡責任者

顧問氏名 _____

学校名 _____

令和〇年〇月〇〇日

三重県高等学校体育連盟 会長 様
 三重県高等学校体育連盟 専門部長 様

〇〇県立〇〇〇〇高等学校
 校長 ○ ○ ○ ○ 公印

令和〇〇年度 全国高等学校定時制通信制体育大会
 定時制課程・通信制課程併置校における合同チーム参加資格に係る申請について（依頼）

標記の件につきまして、全国高等学校定時制通信制体育大会開催基準要項 定時制課程・通信制課程併置校における合同チームの参加資格の特例及び規約に基づき、下記について、合同チーム編成の御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

競技種目	〇〇〇〇競技			
期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 より 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで			
各課程部員数	定時制課程	〇〇名	通信制課程	〇〇名
承認された場合の連絡先等	学校名	〇〇県立〇〇〇〇高等学校		
	課程	〇〇制課程		
	同住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
	TEL	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	責任教師 代表氏名	○ ○ ○ ○		

合同チーム編成承認通知書

令和〇〇年〇月〇〇日

三重県高等学校体育連盟
 会長 ○ ○ ○ ○ 印

上記について承認する。但し、合同チームの参加資格に該当しなくなった場合、すみやかに〇〇県高等学校体育連盟まで報告すること。

【この様式を各大会申し込み時に提出する。会長・校長公印がないものは認められない。】

傷病見舞金給付申請書

下記のとおり傷病事故が発生しましたので、報告しますとともに、(公財)全国高等学校体育連盟 傷病見舞金規程第7条に従って、傷病見舞金の給付申請をいたします。

令和 年 月 日

学校名 _____
 学校所在地 _____
 電 話 _____
 学校長名 _____ 印

ふりがな 給付対象者氏名		性別 男・女	競技種目名
生年月日	昭和 平成 年 月 日	年 齢 (年度当初)	歳
現住所 〒	所属名		
	※学年		
	大会での 役職等	選手・引率者・監督・競技役員 その他()	
※生徒の場合は 保護者氏名		連絡先	
傷病事故の内容			
事故発生日時	事故発生の状況(できるだけ詳しく)		
令和 年 月 日 () 時頃			
事故時の処置			
治療の状況			
診断名	入院の有無	手術	全治に要する期間
	有(入院期間 日)・無	有・無	※3ヶ月以上が対象
	※ 現在も入院中の場合は見込みで	月 日	

上記の内容に相違ないことを確認いたしました。つきましては見舞金の給付について審査をお願いいたします。

令和 年 月 日

都道府県高体連 会長

印

※ 受付日	※ 審査会	※ 給付決定額	※ 送金日
月 日	月 日		令和 年 月 日

NO! スポハラ

スポーツ・ハラスメント（暴力、暴言、ハラスメントなど）に、
みんなが『NO！』と言う社会を目指して

『スポハラ（スポーツ・ハラスメント）』とは？

「スポハラ（スポーツ・ハラスメント）」とは、スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など“安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為”のことです。

指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こりえます。

